

令和4年度（2022年度）第2回
箕面市国民健康保険運営協議会会議録

箕面市国民健康保険運営協議会

令和4年度（2022年度）第2回箕面市国民健康保険運営協議会会議録

- 一、開催日時 令和5年（2023年）2月27日（月曜日）
午後2時00分から午後2時40分
- 一、開催場所 市役所本館2階 特別会議室
- 一、日程 日程第1 箕面市国民健康保険事業の状況について
- 一、出席委員
- | | |
|----------------|----------|
| 会長（公益代表） | 中嶋 三四郎 君 |
| 副会長（公益代表） | 田中 真由美 君 |
| 委員（被保険者代表） | 岡村 孝子 君 |
| 委員（被保険者代表） | 馬上 真治 君 |
| 委員（被保険者代表） | 中井 徳治 君 |
| 委員（保険医又は薬剤師代表） | 益野 富美子 君 |
| 委員（保険医又は薬剤師代表） | 藤本 年朗 君 |
| 委員（公益代表） | 堀江 優 君 |
| 委員（公益代表） | 中西 智子 君 |
- 一、欠席委員
- | | |
|----------------|--------|
| 委員（保険医又は薬剤師代表） | 久原 毅 君 |
| 委員（被用者等保険者代表） | 北吉 舞 君 |
- 一、出席事務局職員
- | | |
|-------------|---------|
| 市民部長 | 村田 尚記 君 |
| 市民部副部長 | 本田 敦 君 |
| 同国民健康保険室長 | 六島 拓也 君 |
| 同債権管理機構長 | 森口 正志 君 |
| 同国民健康保険室長補佐 | 西谷 匠 君 |
| 同国民健康保険室長補佐 | 太田 雅宣 君 |

○議長（中嶋会長）

定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回箕面市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙にもかかわらず、定刻にご参集いただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和3年度からWEB会議とさせていただいておりましたが、今回より「大阪モデルモニターリング指標」等を勘案し、感染防止対策を講じたうえで、通常開催とさせていただきました。委員の皆さまには、ご理解の程、よろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議についてでございますが、箕面市市民参加条例第6条に定めるところにより、公開とさせていただいております。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局より報告を求めます。

○事務局（太田室長補佐）

本日、委員13名中、11名のご出席をいただいております。なお、久原委員、北吉委員から、欠席の連絡をいただいております。

従いまして、箕面市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中嶋会長）

次に、本日の会議録の署名委員を指名させていただきます。

今回の署名は、岡村委員、田中委員をお願いいたします。後日、事務局が手続きに参りますので、よろしくをお願いいたします。

それでは案件に入りたいと思います。

まず、大項目Ⅰの「令和5年度当初予算」についてを議題といたします。資料の説明を事務局からお願いします。

=== 資料に基づき説明 ===

○事務局（西谷室長補佐）

国民健康保険室の西谷と申します。よろしくをお願いいたします。資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、大項目Ⅰ「令和5年度の当初予算」をご説明いたします。

資料2ページは、「1. 令和5年度国民健康保険事業費予算について」です。令和5年度予算は、国の予算編成及びそれに基づく大阪府算定数値をもとに編成しております。当初予算額については、総額は142億6,300万円となっており、事業費納付金9,200万円の減少、療養給付費等の増加に伴う保険給付費2億3,000万円の増

加で、前年度比1億5,000万円(約1.1%)の増加となっております。その構成において大きな変化は生じておりません。歳出予算において、保険給付費の増額の要因は、療養給付費等の増加によるものです。また、歳入予算において、被保険者数は減少していますが、医療費の増加に伴い府支出金は増加しております。

資料3ページは、「2. 令和5年度保険料について」です。令和5年度分に係る大阪府国保運営の財源となる「国保事業費納付金」と被保険者から保険料徴収する目安となる「標準保険料率」が、令和5年1月に大阪府より示され、箕面市の事業費納付金として約43億9,268万円、一般被保険者数が23,793人と示されました。また、「標準保険料率」では、大阪府内のどこに居住しても所得と世帯人数が同じなら同額の保険料となります。この標準保険料率は大阪府統一保険料率であります。平成30年度から6年間は激変緩和期間であるため、本市の令和5年度保険料率は新年度に改めて料率算定作業を行い、6月初旬に告示予定です。令和5年度の箕面市における年齢区分別の1人当たり平均保険料は介護保険料が賦課されない0～39歳及び65～74歳で構成される世帯では142,538円となっており、昨年度の130,794円に対して11,744円の増額となっております。また、介護保険料が賦課される40～64歳で構成される世帯では179,898円となっており、昨年度の164,933円に対して、14,965円の増額となっております。

資料4ページにおいて、「令和4年度から令和5年度における大阪府全体の1人当たり保険料」を大阪府の説明資料をもとに記載しております。まず、背景といたしまして、大阪府内の国保被保険者数が8.6万人ほど減少しております。これは、少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向にある中で、70歳以上の被保険者数は増加傾向を示していましたが、令和4年度から団塊の世代の、後期高齢者医療制度への移行が始まったことから、70歳以上を含む全区分において、被保険者数は減少することによるものです。

その他、読み上げは省略しますが、これらの結果として、右側下段にございますとおり、1人あたり保険料影響額は、医療分、後期支援分が賦課される0～39歳、65～74歳で構成される世帯では11,602円の増、介護分も賦課される40～64歳で構成される世帯では合計14,631円保険料が増加することとなりました。

主な要因として、保険給付費の増で18,500円、後期高齢者支援金の増で8,700円、介護納付金の増で3,300円、国費・府費の増でマイナス15,600円となっております。この影響額については大阪府全体のデータでございまして、本市の令和5年度の保険料については、令和4年度の所得並びに算定時点での被保険者数を基に新年度に改めて料率算定作業を行い、6月初旬に告示予定ですので、

念のため申し添えます。

資料 5 ページは、参考資料①として「大阪府の被保険者に占める世代毎構成率の推移」をグラフ化して記載しております。グラフは被保険者数に占める未就学児（0～5歳）、70歳未満（6～69歳）、70歳以上（70～74歳）の割合の推移を平成27年度以降から示したものです。これまで70歳以上の被保険者数は、被保険者数全体が減少傾向にある中で増加傾向を示していましたが、4 ページでの説明にありましたように令和4年度から団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が始まったことから減少傾向を示しており、構成率でも0.8ポイント減少しています。

資料 6 ページには参考資料②として「箕面市の医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移」をグラフ化して記載しております。上から医療費総額、被保険者数、保険料収入の箕面市の推移について、平成27年度から令和3年度までの実績値及び令和4年、5年度の大阪府算定値を示しております。まず、医療費総額は、平成27年度に一時的に高額薬剤の影響で前年比4.1%の伸びが見られましたが、平成28年度の診療報酬や薬価の改定により、令和元年度後半から令和3年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより減少傾向にありましたが、令和4年度以降コロナ禍からの回復傾向が見られ令和5年度は前年度比5.1ポイントの増加となっています。次に被保険者数は、後期高齢者医療への移行などにより減少傾向にあり、前年度比7%の減少となっています。最後に保険料収入は被保険者数の減少傾向による影響で前年度比1.5%の減少と推定しています。

資料 7 ページには参考資料③として「大阪府の医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移」をグラフ化して記載しております。6 ページのグラフ同様、上から医療費総額、被保険者数、保険料収入の大阪府の推移について、平成27年度から令和3年度までの実績値及び令和4年度、5年度の大阪府算定値を示しております。特に被保険者数は、大阪府全体においても後期高齢者医療への移行などにより、年々減少傾向となっています。

資料 8 ページには参考資料④として「箕面市・大阪府の国保1人あたり医療費の推移」をグラフ化して記載しております。一番上が国の国保、上から2番目の破線が社保も含めた全国平均で平成25年度から令和3年度までの実績値の推移です。下から2番目の実線が大阪府国保、一番下が箕面市の国保加入者の1人あたり平均の推移で、令和3年度までの実績値と、令和4年度、令和5年度の大阪府の推定値を示しております。いずれも令和元年度までは右肩上がりの傾向をご確認頂けるとと思いますが、医療費が他の世代の約2倍必要とされる70～74歳が占める割合が増加したことが、大きな要因とされています。しかしながら新型コロナの影響で令和2年度の数値が減額傾向を示しまし

た。令和3年度以降はコロナ禍からの診療控えから回復し、大阪府及び箕面市の1人当たりの医療費は令和5年度にかけて伸びていく推定となっております。なお、本市の1人あたり医療費は被保険者数の減少、医療費の増加の影響で増加傾向にあり、令和5年度において大阪府の値を上回る推計となっております。

以上を大項目Iの説明とさせていただきます。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございました。それではただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思っております。どなたからでも結構でございますので、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。中西委員どうぞ。

○中西委員

2ページ事業費予算についてです。歳入予算の繰入金12億8,500万円について、内訳を教えてくださいませんか。

○事務局（六島室長）

国民健康保険室の六島です。

12億8,500万円の内訳でございますが、他会計繰入金、一般会計からの繰入金になります。項目で上げますと基盤安定繰入金というのがございまして、これが約8,800万円、それから未就学児の均等割り保険料繰入金730万円、職員給料費等の繰入金1億7,700万円、出産育児一時金等の繰入金が2800万円弱。財政安定化支援事業の繰入金1億4,500万円、その他一般会計繰入金として約5,000万円という内訳になっております。

○中西委員

その他一般会計繰入金として5,000万円なんですけれどもこれについても説明をお願いします。

○事務局（六島室長）事務局

一般会計繰入金につきましては、市の条例に基づきまして障害者減免等の繰入がございまして、それが約4,300万円、その他で約5,000万円となっております。

○中西委員

減免件数、減免率について教えていただきたいのですが。

○事務局（六島室長）事務局事務局より

件数なんですけど、令和3年度末時点での数字になります。約1,600世帯で、減免額でいいますと約4,300万円です。減免率は障害の等級、世帯の所得に応じて細かく表が分かれておりまして、率でいいますと5%から40%の割合ですごく細かい表になるんですけれども、それぞれに応じた減免率が定められております。

○議長（中嶋会長）

他にいかかでしょうか。新年度予算と言うことで、医療費につきましては増加する見込みになっております。いろいろ事情があるんですが、まず原則的なこととしましては、医療費が伸びてますので、当然保険料にそれが反映されてしまうという事と、もう一つは先ほどありましたが、加入者数が大きく減っています。他保険との関係においてですが。当然パイが減りますと、それを加入者で分担するという考え方ですので、医療費が伸びて人数が減ると、一人当たりの負担する保険料は伸びるという原則的な構造になっております。あと先ほど8ページのところで、府下平均でも一人当たりの箕面市が大きく伸びているようなグラフになっていると思っておりますが、その点は少し箕面的な特徴がありまして、それは説明できますでしょうか

○事務局（六島室長）

府下全体としましては、後期高齢への移行が順次進んでおりますので、先ほど説明がありましたように、医療費が高い方がどんどん後期の方へ移っているトレンドはございます。箕面市の場合はまだその世代が後期に移る方が何年か残っておりまして、その部分で府下全体と比較しますと、若干数字が上がる要素の1つになると思っております。

○議長（中嶋会長）

箕面市的な状況も少しありまして、5年度できった場合、少し府下平均より高くなっている試算になっております。本算定が6月ですので、最終の金額の確定についてはその時期にならないと確定はしませんが、現状の見込みとしてはそんな状況であるということをお含みいただければ幸いです。他どうでしょうか、それではご質問等がないようでございますので、大項目Ⅰにつきましては、この程度にさせていただきますので、次に大項目Ⅱの「収納状況」についてを議題とさせていただきます。

○事務局（森口機構長）

資料10ページをご覧ください。令和4年度収納状況のうち現年度分についてでございます。令和5年1月末現在の収納額は22億1800万8千円で、

前年同月比6, 145万円の減少です。収納率は72.72%で、前年度同月比は0.67ポイントの減少です。

11ページでございますが令和4年度収納状況のうち過年度を累積したものについてでございます。令和5年1月末現在の収納額は1億8,661万8千円で、前年同月比6,415万7千円の減少です。収納率は35.91%で、前年同月比0.30ポイントの増加です。簡単ですが、以上です。

○議長（中嶋会長）

ただいま大項目Ⅱの収納状況について説明をいただきましたので、何かご質問等があればお聞きしたいと思います、

○中西委員

収納率なんですけれども、最終的な収納率はどれぐらいになるのかということと、府の基準が何パーセントなのかを確認しておきたいのでよろしくお願いします

○事務局（森口機構長）

最終の見込みについては、若干、現年度、過年度分も確実に減っていますが、率でいうとほぼ同じになるのではないかと予想しております。

○事務局（六島室長）

府が示している令和5年度の標準収納率でございますが、現年度分で95.72%と示されております。

○中西委員

という事は、市の方が少し上回るということですね。

○議長（中嶋会長）

令和3年度の最終収納率は、96.52%で過去と比較すると少し高い数値だったかと思えます。これはいろいろ状況があると思えますが、近年収納の取り組みを市の方でも積極的に行っておりますので、決してコロナ禍なのに厳しく取り立てたのではないかという数字の内容になってしまってるんですが、そういうことではなく、きちりと収めていただける方に納めていただいということでございます。4年度につきましては、同じ位の水準で推移をしている。最終に95、96%を目標に進めていっております。一方で、今話が出ましたが、府の標準収納率、これは各市町村、加入してところが、これだけは絶対集めてくださいよという率になっておりまして、箕面市が高いと言うお話が出てたのですが、下回ってしまうと赤字計上になってしまいま

すので、当然上回るということが前提になっている数字だということでご理解をいただけたらと思います。他どうでしょうか

○中西委員

若干、確認ですが、仮の話ですが、府の標準収納率を下回った場合に、基金を活用するという事は可能だというふうに考えてよろしいですか。

○事務局（六島室長）

令和5年度末までは基金の活用は可能ですが、令和6年度からは広域化で完全統一されますので、納付金への充当は可能ですが、料率を下げるための補填はできなくなってしまいます。

○議長（中嶋会長）

他いかがですか。よろしいですか。それでは他にないようでございますので、大項目Ⅱについてはこの程度にさせていただきまして、次の大項目Ⅲの「条例改正」についてを議題といたします。

資料の説明を事務局からお願いします。

○事務局（西谷室長補佐）

大項目Ⅲ「条例改正」についてご説明いたします。

資料14ページ、「1. 箕面市国民健康保険条例の一部改正」についてです。まず、改正の趣旨ですが、健康保険法および国民健康保険法施行令の改正に伴いまして関係規定を整備するため、本条例を改正するものです。

改正の内容としましては、出産育児一時金について支給額を40.8万円から48.8万円に改正します。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は50万円になります。

次に国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の28.5万円から29万円に0.5万円引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の52万円から53.5万円に1.5万円引き上げます。

最後に、特例対象被保険者等に係る届出について、雇用保険受給資格通知を追加します。

これら3つの条例改正をさせていただくために、今回、条例改正を議会に上程をさせていただいてます。

以上、大項目Ⅲの説明とさせていただきます。

○議長（中嶋会長）

ただいま大項目Ⅲを説明いただきましたので、何かご質問等がありましたらお聞きをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中西委員

二点目の国民健康保険料の軽減措置についてお尋ねします。2割減免、5割減免の所得対象額が少し上がるという事ですが、上がったところの影響について、想定されている範囲で結構なんですけど、どれぐらいの世帯が影響を受けるのかという事と世帯数をどれぐらいで計算されているのか、併せて教えていただけたらありがたいです。

○議長（中嶋会長）

所得判定の変更による影響世帯数、可能な範囲でお願いします。

○事務局（西谷室長補佐）

2割軽減の世帯数。直近の1月末の数字いいますと1,531世帯、5割軽減につきましては1,757世帯が対象になっております。あくまでも今年度の算定の直近の状況になりますけれども、概ね、これらの世帯数に近い世帯が、来年度のこれらの軽減判定所得の金額が変わることによる影響が出る対象かなと推察をさせていただいてます。

○中西委員

想定されている世帯数は解ったのですが、現行と比較して減免世帯の方が影響を受けるのかということも、もし解りましたら教えてくださいませんか。

○議長（中嶋会長）

今答えていただいたのが影響の出る世帯の想定ですよ。

○事務局（西谷室長補佐）

今の数字が現在の軽減の対象世帯ですので、次年度の分という形ですと、概ね今言った数字に近い世帯に影響が出るのではないかと。

○中西委員

軽減を受ける世帯が減るという事はないということで考えてよろしいか。

○事務局（西谷室長補佐）

所得の構成とかも年度で変わってきますので、同じ世帯であっても所得の上がり下がりが出てきますので、今年度は5割軽減だったけれども、逆に所得が下がって7割軽減となっていくような世帯発生してきたりしますので、そこら辺の影響というのはなかなか現段階では難しいかなと思います。

○中西委員

またわかれば教えてください。

○議長（中嶋会長）

基本的には国の法改正を受けた改正であるということでございます。軽減措置につきましては基本的に、この対象になってる方自身が所得がそんなに多くない方を前提としておりますので、6月の本算定時のその年度の所得が次の新年度に影響しますので、現時点でその把握がしきれておりませんので、詳細はもしかすれば差異がでるかもしれませんが、現状は先ほど答弁いただいた想定で進めているということでご理解いただけたらと思います。3番については届出に関する出さないといけない通知の種類を緩和しようと、緩和してるんだということでご理解をいただけたらなと思います。ということで、他はどうでしょうか、ございますでしょうか。

では無いようございますので、3番につきましてもこの程度にさせていただきます。そうしましたら、以上もちまして、本日の議題日程は全て終了となります。委員皆さんにはご出席いただき、また慎重にご審議をいただき誠にありがとうございました。また議事録署名につきましても事務局の方から連絡をさせていただきます。

以上もちまして、令和4年度第2回箕面市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。

箕面市国民健康保険運営協議会規則第8条により、ここに署名する。

会 長 中馬 三四郎

署名委員 田中 真由美

署名委員 岡村 孝子